



三宅町畦畔除去支援事業補助金

三宅町では、作業効率化および生産性向上を図るため、下記事業に協力いただける方へ補助金を交付します。

補助対象事業

三宅町内にある農地の区画拡大を目的に農地間の畦畔を除去する取組
補助対象となる方

除去する畦畔に**直接接する**農地所有者

補助対象となる農地（下記**すべてに該当する**農地）

- ・ 農地中間管理機構を通じて5年以上の利用権設定が行われている農地
- ・ 地域計画の目標地図に位置づけられている者が耕作している農地
- ・ 耕作者が所有者本人または配偶者および世帯員となっていない農地

補助金額

畦畔除去後の農地面積が**30a未満**の時
→畦畔に直接接する農地所有者1名につき**2万円**
畦畔除去後の農地面積が**30a以上**の時
→畦畔に直接接する農地所有者1名につき**3万円**

※共有名義の場合は
代表者1名に
補助金を交付します

申請方法

三宅町畦畔除去支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、事業を実施する農地の地図、実施前の写真、同意書（様式第1号（別紙））を添付し、三宅町役場産業共創課まで提出してください。

【問い合わせ先】

三宅町役場 産業共創課

☎ 0745-44-3071

[メール] sangyou@town.miyake.lg.jp

[H P] <https://www.town.miyake.lg.jp/>